

通知を受けた争議行為の実施内容

労働関係調整法第37条第1項及び労働関係調整法施行令第10条の4第1項の規定に基づいて、長野県医療労働組合連合会から、以下のとおり争議行為を行う旨の通知がありましたので、公表します。

平成30年11月1日

1 開始日

平成30年11月8日以降

2 場所

長野県医療労働組合連合会に加盟する長野地域民医連労働組合、中信民医連労働組合、諏訪地域民医連労働組合、飯田民医連労働組合、東信医療生協労働組合、上伊那民医連労働組合、賛育会豊野労働組合、長野県厚生連労働組合の組合員が従事する施設の構内および職場

3 要求事項

生活を守る賃金と雇用の確保等

長野県知事 阿部 守一